

行政組織の新設改廃状況報告書

令和4年10月3日から

令和5年1月22日まで

令和5年1月

第211回国会（常会）提出

行政組織の新設改廃状況報告

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第1項の規定に基づき、令和4年10月3日から令和5年1月22日までの間における主要な行政組織についての新設、改正及び廃止の状況を次のとおり報告する。

1 総務省

離島振興法の一部を改正する法律（令和4年法律第92号）の一部の施行に伴い、自治行政局の所掌事務の特例として行われる離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務の存続期限を令和15年3月31日まで延長した。

（令和4年11月28日）

（離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第354号））

2 文部科学省

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和4年法律第51号）の施行に伴い、研究振興局の所掌事務に、国立研究開発法人科学技術振興機構の行う国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号）第23条第2項に規定する業務に関する事務及び国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の施行に関する事務を追加した。

また、科学技術・学術政策局の所掌事務について所要の規定整備を行った。

（令和4年11月15日）

（国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第346号））

3 厚生労働省

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第47号）の一部の施行に伴い、医薬・生活衛生局の所掌事務に、支払基金電子処方箋管理業務（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保法」という。）第25条第1項に規定する支払基金電子処方箋管理業務をいう。以下同じ。）及び連合会電子処方箋管理業務（医療介護総合確保法第36条に規定する連合会電子処方箋管理業務をいう。）に関する事務並びに医療機関等情報化補助業務（医療介護総合確保法第25条第1項に規定する医療機関等情報化補助業務をいう。）に関する事務（支払基金電子処方箋管理業務に限る。）を追加した。

また、政策統括官の職務に、医療介護総合確保法第12条の規定による保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供に関する事務を追加した。

(令和5年1月1日)

(厚生労働省組織令の一部を改正する政令(令和4年政令第408号))

4 農林水産省

- (1) 離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、農村振興局及び同局農村政策部の所掌事務の特例として行われる離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務の存続期限を令和15年3月31日まで延長した。

(令和4年11月28日)

(離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第354号))

- (2) 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)の施行に伴い、消費・安全局の所掌事務に、特定第一種水産動植物等(同法第2条第2項に規定する特定第一種水産動植物等をいう。)の取引等に係る情報の記録及び伝達に関する事務(同法第7条第1項又は第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令並びに同法第12条第1項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施に係るものに限る。)を追加した。

また、水産庁漁政部の所掌事務について所要の規定整備を行った。

(令和4年12月1日)

(特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令(令和4年政令第18号))

5 経済産業省

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第46号)の一部の施行に伴い、資源エネルギー庁資源・燃料部の所掌事務のうち、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の組織及び運営一般に関する事務を、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の組織及び運営一般に関する事務に改めた。

(令和4年11月14日)

(安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令(令和4年政令第348号))

6 国土交通省

離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国土政策局の所掌事務の特例として行われる離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務並びに離島振興計画(離島振興法第4条第1項に規定する離島振興計画をいう。)に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関する事務の存続期限を令和15年3月31日まで延長した。

(令和4年11月28日)

(離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
(令和4年政令第354号))